



金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)について

本人確認場面
 取引開始時(銀行等の預金口座の開設、有価証券の売買、保険契約の締結等)、大口現金取引等を行う場合(現

本人確認とは
 金融機関が公的証明書により顧客の本人特定事項(顧客が自然人である場合は当該自然人の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認することです。

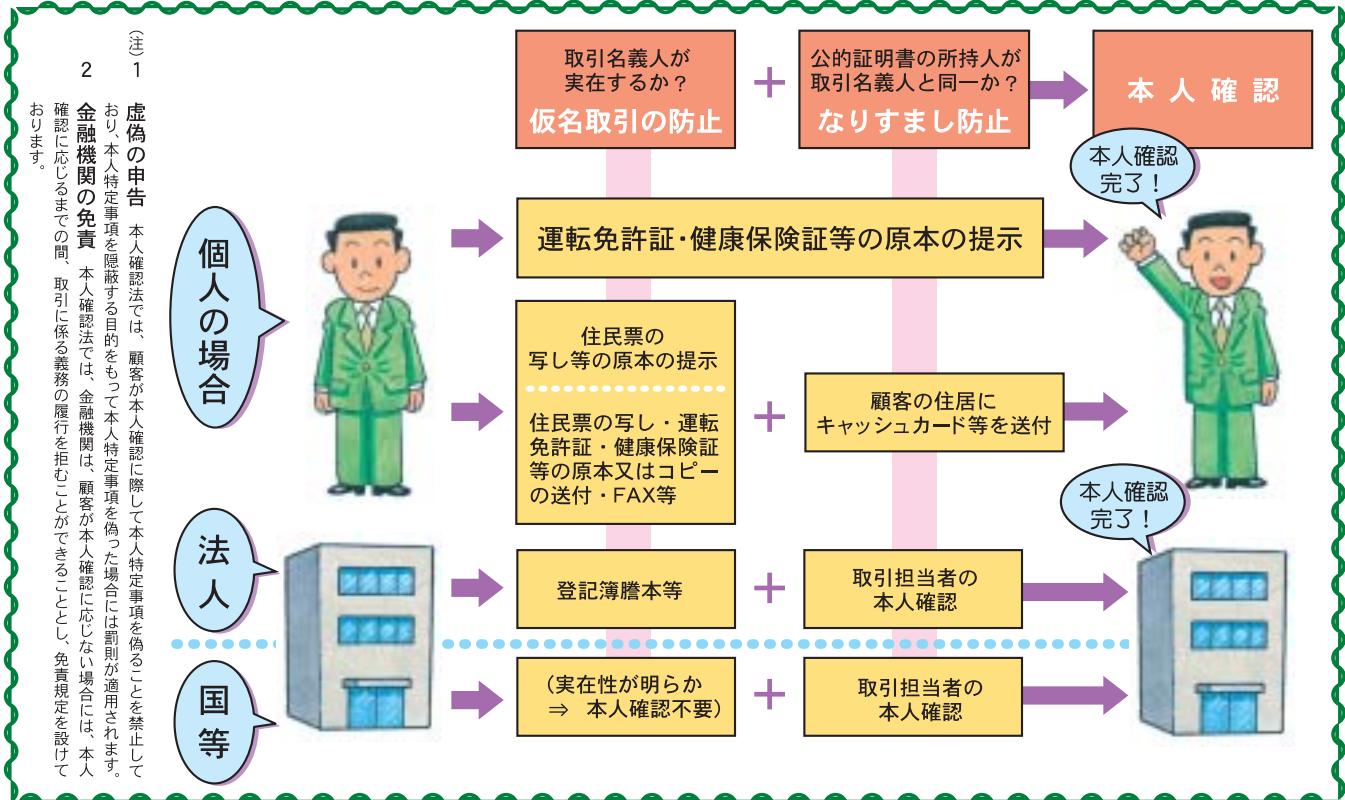
本人確認の方法
 本人確認の方法は、取引名義人が実在するか?(仮名取引の防止)、公的証明書の所持人が取引名義人と同一か?(なりすまし防止)といった観点から、自然人顧客の場合は運転免許証・健康保険証等公的証明書の原本の掲示、法人顧客の場合は法人と実際の取引担当者の双方の本人確認及び登記簿謄本・抄本等の提示が必要となります。

本人確認法は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防ぐことを目的としています。(平成十一年四月二十六日公布、平成十五年一月六日施行)

金等による一百万円を超える取引)本人特定事項の虚偽告知・名義人へのなりすまし等の疑い)がある顧客との取引等を行う際

対象金融機関

本人確認法では、規制の抜け道をなくすため、銀行、証券会社、保険会社、郵便局等、金融機関に幅広く本人確認が課せられます。



お問い合わせ先: 金融庁 総務企画局企画課 TEL. 03-3506-6000 (代表) <http://www.fsa.go.jp/>